

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

2026 年 2 月 2 日

株式会社有沢製作所

2026年2月2日

新潟県上越市南本町一丁目5番5号
株式会社有沢製作所
代表取締役社長 有沢 悠太

吸収合併に係る事後開示書面

当社は、2025年11月6日付で有限会社有沢建興（以下「有沢建興」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2026年2月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、有沢建興を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日

2026年2月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2の規定、第785条及び第787条並びに第789条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求

有沢建興は当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

有沢建興は当社の完全子会社であったため、該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

有沢建興は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

有沢建興は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2025年11月20日付の官報へ合併公告を掲載しましたが、異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。なお、有沢建興には、知れたる債権者はいませんでしたので、本合併に対する異議申述の催告は行っていません。

3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定、第 797 条及び第 799 条の規定による
手続の経過

(1) 吸収合併等をやめることの請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、会社法第 796 条の 2 但書により、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第 796 条第 2 項に規定する簡易合併に該当するため、会社法第 797 条第 1 項但書により、該当事項はありません。なお、当社は、会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項に基づき、2025 年 11 月 20 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。会社法第 796 条第 3 項に定める数の株式を有する株主から本合併に反対する旨の通知は行われませんでした。

(3) 債権者の異議

当社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 11 月 20 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する
事項

当社は、本合併の効力発生日である 2026 年 2 月 1 日をもって、有沢建興の資産、負債及びその他の権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

別紙のとおりであります。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日

2026 年 2 月 13 日 (予定)

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上

吸収合併に係る事前開示書面

(吸収合併存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に基づく書面)

(吸収合併消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に基づく書面)

2025 年 11 月 19 日

株式会社有沢製作所

有限会社有沢建興

2025年11月19日

新潟県上越市南本町一丁目5番5号
株式会社有沢製作所
代表取締役社長 有沢 悠太

新潟県上越市西城町三丁目11番44号
有限会社有沢建興
代表取締役社長 有沢 三治

吸収合併に係る事前開示書面

株式会社有沢製作所（以下「吸収合併存続会社」といいます。）及び有限会社有沢建興（以下「吸収合併消滅会社」といいます。）は、両社の間で別紙1のとおり2025年11月6日付の吸収合併契約を締結し、2026年2月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行うことといたしました。よって、会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条、並びに会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり本合併に関する事前開示をいたします。

なお、本合併は、完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1「合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の定め相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、本合併において合併対価の交付は行いません。

3. 新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併存続会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

(2) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

(3) 吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 該当事項はありません。

5. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併の効力発生日後の吸収合併存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本合併後における吸収合併存続会社の債務について、履行の見込みがあるものと判断いたします。

6. 備置開始後の変更に関する事項

事前開示開始日以後に上記に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以 上

合併契約書

吸収合併契約書

株式会社有沢製作所（住所：新潟県上越市南本町1丁目5番5号。以下「甲」という。）と有限会社有沢建興（住所：新潟県上越市西城町3丁目11番44号。以下「乙」という。）は、合併に関して次の契約を締結する。

第1条（合併の方式）

甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

第2条（合併承認総会）

本合併は、甲においては会社法第796条第2項に規定される簡易合併であり、また、乙においては会社法第784条第1項に規定される略式合併であるため、甲乙は、いずれも本契約につき株主総会の承認決議を経ずに合併する。

第3条（合併効力発生日）

甲および乙の合併効力発生日は、令和8年2月1日とする。但し、この日までに合併に関し必要な手続きが終了しないとき、その他止むを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ、会社法の規定に従い、これを変更することができる。

第4条（合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、合併に際して乙の株式に代わる金銭等は一切の対価を交付しない。

第5条（資本金および準備金の額）

甲は、合併によりその資本金および準備金の額を増加しないものとする。

第6条（権利義務の承継）

- 乙は、令和8年1月31日現在の貸借対照表、その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに効力発生日にいたるまでの増減を加除した一切の資産、負債および権利義務を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承認するものとする。
- 乙は、令和8年1月31日から効力発生日にいたるまでの間に、資産、負債および権利義務に変動が生じた場合、別に計算書を作成しその内容を甲に明示するものとする。

第7条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後合併効力発生日前日にいたるまで、善良なる管理者の

注意をもってその財産の管理および業務の運営を行い、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼすような事項については、予め甲乙協議のうえこれを行うものとする。

第8条（従業員の処遇）

甲および乙は、乙には本契約締結日現在在籍する従業員が存在せず、乙は合併効力発生日まで従業員を雇用しないことを、相互に確認する。

第9条（役員の退職慰労金）

乙は、合併に際し退任するそれぞれの役員に対して、退職慰労金を支給しない。

第10条（合併条件の変更および合併契約の解除）

本契約締結後合併効力発生日にいたるまでの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産あるいは経営状態に著しい変動が生じたときは、甲乙協議のうえ本契約を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は法令に定められた関係官庁等の許認可がない場合には、その効力を失うものとする。

第12条（規定外事項）

本契約に規定するもののほか、合併に関し必要な事項は、この契約の趣旨に基づいて甲乙協議のうえこれを決定するものとする。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が当該原本を、乙がその写しを保有する。

令和7年11月6日

甲 新潟県上越市南本町1丁目5番5号
株式会社有沢製作所
代表取締役社長 有沢悠太

乙 新潟県上越市西城町3丁目11番44号
有限会社有沢建興
代表取締役社長 有沢三治

計算書類

(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③販売費及び一般管理費の計算内訳
- ④株主資本等変動計算書
- ⑤注記表

有限会社有沢建興

第 4 0 期

決 算 報 告 書

令 和 6 年 5 月 1 日 から

令 和 7 年 4 月 3 0 日 まで

有 限 会 社 有 沢 建 興

(法人番号:3110002022227)

損益計算書

令和 6年 5月 1日から
令和 7年 4月30日まで

商号 有限会社 有沢建興

(単位：円)

科 目	金 額		
売上高	2,368,400	2,368,400	2,368,400
売上原価	1,995,019	0 1,995,019 1,995,019 0	1,995,019
売上高減価償却費			373,381
販売費及び一般管理費		654,590	654,590
営業外収益		161,997 41,355,716	281,209
営業外費用		0	41,517,713
経常利益			0
特別利益		0	41,236,504
特別損失		0	0
税引前当期純利益			41,236,504
法人税、住民税及び事業税		2,189,650	2,189,650
当期純利益			39,046,854

販売費及び一般管理費の計算内訳

令和 6年 5月 1日から
令和 7年 4月30日まで

(単位：円)

科 目	金 額
役員報酬	100,000
通信費	15,000
租税公課	32,100
接待交際費	50,000
保険料	30,160
管理諸費	406,780
諸会費	20,000
雑費	550
合 計	654,590

株主資本等変動計算書

商号 有限会社 有沢建興

令和 6年 5月 1日から
令和 7年 4月30日まで

(単位：円)

株主資本	株主資本		
1. 資本金	1. 資本金		
	当期首残高		317,600,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>317,600,000</u>
2. 利益剰余金	2. 利益剰余金		
(1) 利益準備金	(1) 利益準備金		
	当期首残高		26,694,280
	当期変動額		
	剰余金から準備金への振り替え	8,892,800	8,892,800
	当期末残高		<u>35,587,080</u>
(2) その他利益剰余金	(2) その他利益剰余金		
別途積立金	別途積立金		
	当期首残高		100,000,000
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>100,000,000</u>
繰越利益剰余金	繰越利益剰余金		
	当期首残高		188,457,982
	当期変動額		
	剰余金から準備金への振り替え	-8,892,800	
	剰余金の配当	-88,928,000	
	当期純利益	39,046,854	-58,773,946
	当期末残高		<u>129,684,036</u>
その他利益剰余金合計	その他利益剰余金合計		
	当期首残高		288,457,982
	当期変動額		
	剰余金から準備金への振り替え	-8,892,800	
	剰余金の配当	-88,928,000	
	当期純利益	39,046,854	-58,773,946
	当期末残高		<u>229,684,036</u>
株主資本合計	株主資本合計		
	当期首残高		632,752,262
	当期変動額		
	剰余金から準備金への振り替え	0	
	剰余金の配当	-88,928,000	
	当期純利益	39,046,854	-49,881,146
	当期末残高		<u>582,871,116</u>
評価・換算差額等	評価・換算差額等		
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
新株予約権	新株予約権		
	当期首残高		0
	当期変動額		0
	当期末残高		<u>0</u>
純資産の部合計	純資産の部合計		
	当期首残高		632,752,262
	当期変動額		
	剰余金から準備金への振り替え	0	
	剰余金の配当	-88,928,000	
	当期純利益	39,046,854	-49,881,146
	当期末残高		<u>582,871,116</u>

個別注記表

令和 6年 5月 1日から

令和 7年 4月30日まで

・重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) その他有価証券

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

法人税法の規定に基づく定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については法人税法の規定に基づく旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、平成15年4月1日以後に取得した取得価額30万円未満の資産については、取得時に費用処理しております。

3. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式を採用しております。

・貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

29,380,859円

・株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数

3,176株

・一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、183,523.65円であります。

2. 一株当たり当期純利益は、12,294.34円であります。

以 上